



平成 19 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名：フロイント産業株式会社  
代 表 者 名：代表取締役社長 堀 哲郎  
(JASDAQ コード番号：6312)  
問 合 せ 先：取締役経営管理本部長 白鳥 則生  
電 話：(03) 5908-2611 (代表)

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議いたしました。平成 19 年 5 月 24 日の取締役会において同基本方針の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針は下記のとおりであります。なお、変更箇所は下線で示しております。

### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針について

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

- ・取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこと、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。
- ・グループ各社のトップをはじめとする経営陣は、フロイントグループ企業行動規範を率先垂範し、周知徹底を図りつつ社内体制を整備する。
- ・代表取締役は、管理統括部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス担当役員、当該役員のもと管理統括部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

#### (1)情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに、社内規程に従い、適切に保存し管理する。
- ・また、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「情報セキュリティポリシー」に従い、管理する。

#### (2)情報の閲覧

- ・取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- ・企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため管理統括部門長を危機管理責任者に任命し、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的に管理する。
- ・各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- ・代表取締役の諮問機関として本部長会議・経営会議を設置し、経営方針や経営計画その他職務執行に関する重要事項を検討する。
- ・取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に推進するため、必要に応じて各種委員会を設置する。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行う
- ・重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し、何らかの事情で通常の職制ラインでは報告出来ない場合、コンプライアンス担当役員或いは顧問弁護士へ報告する。通報者の希望により匿名性を守秘するとともに、通報者に不利益な取り扱いがないことを保証する。
- ・コンプライアンス担当役員は、報告された事実の調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める適切な対策を決定する。
- ・代表取締役が直轄する内部監査室は、コンプライアンスに関わる社内体制や、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- ・連結子会社の経営の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と経営に影響を及ぼす重要事項については迅速な報告、或いは事前に協議する。
- ・業務運営面においては、当社とグループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の管理統括部門、関係本部、内部監査室が連携し、十分な意見交換と対策の検討を行う。
- ・海外子会社を含むグループとしての内部監査の在り方を検討し、有効かつ適切な監査環境を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することが出来る。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

- ・監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

- ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行うほか、監査役が当社グループの業務及び財産を調査する場合は、的確かつ速やかに対応する。
- ・下記のような緊急事態が発生した場合、代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、可及的速やかに監査役に対し報告する。
  - ①当社或いはグループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
  - ②当社或いはグループの業績に大きな悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

(1) 内部監査室と監査役との連携等

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも連携、且つ相互に牽制を図るものとする。

(2)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

以上